



1. 対象となる乳児

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 広川町内に住民登録を有していること
- (2) 生後2か月を超え、満1歳に満たないこと
(R5年度は、R4.4.1以降出生児が対象となります)
- (3) 属する世帯内の第2子以降

2. 支給を受けることができる者

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 広川町内に住民登録を有する児童手当等の受給者であること
(施設等受給資格者は除きます。) ※1
- (2) 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと
- (3) 生活保護法による保護を受けていないこと
- (4) 乳児を保育所等に入所させていないこと ※2
- (5) 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

※1 児童手当等の受給者が乳児と同居していない場合は、同居している養育者が対象となります。

※2 途中入所の場合、他の要件を満たしている場合は、入所した月までは、給付金支給の対象となります。

※3 配偶者についても(2)及び(5)の要件を満たす必要があります。

3. 支給額

対象となる乳児一人当たり**月額30,000円**

(最大10か月で30万円)

4. 申請窓口

保健福祉課 TEL 0737-23-7724

5. その他

本給付金については、和歌山県在宅育児支援事業給付金制度に準じて実施します。但し、広川町では支給額を上乗せすると共に、第2子の所得制限を撤廃して実施します。

※支給期間が2年にわたる場合、年度ごとに申請が必要です。
詳しくは、窓口でご確認ください。